

## 建設工事の入札に係る最低制限価格の算定式の改定

### 1 概要

受注者の健全な育成と更なる工事の品質確保及びダンピング受注防止を図るため、最低制限価格に係る算定式について改定する。

### 2 現行及び改定

#### 【建築一式工事以外の建設工事】

	現行	改定
算定式	直接工事費 × 0.97 + 共通仮設費 × 0.9 + 現場管理費 × 0.9 + 一般管理費 × 0.55	直接工事費 × 0.97 + 共通仮設費 × 0.9 + 現場管理費 × 0.9 + 一般管理費 × <b>0.68</b>

#### 【建築一式工事】

	現行	改定
算定式	(直接工事費 × 9/10) × 0.97 + 共通仮設費 × 0.9 + (直接工事費 × 1/10 + 現場管理費) × 0.9 + 一般管理費 × 0.55	(直接工事費 × 9/10) × 0.97 + 共通仮設費 × 0.9 + (直接工事費 × 1/10 + 現場管理費) × 0.9 + 一般管理費 × <b>0.68</b>

#### 【最低制限価格の設定範囲】

	現行	改定
設定範囲	予定価格の 10 分の 7 から 10 分の 9	予定価格の 10 分の <b>7.5</b> から 10 分の <b>9.2</b>

※1 工事費の積算において、直接工事費とは別にスクラップ控除額を計上している場合の最低制限価格の算定に当たっては、直接工事費からスクラップ控除額を減じた上で、所定の率を乗じる。

### 3 実施時期

令和6年4月1日以降、入札公告及び入札通知を行うものから適用する。

■ [建設工事の最低制限価格決定等に係る事務処理要領](#) 